

○鹿児島大学大学院医歯学総合研究科ベストティーチャー賞実施要領

令和7年2月5日

医歯学総合研究科長裁定

(趣旨)

第1 この要領は、大学院医歯学総合研究科(以下「研究科」という。)における教育の実践において、顕著な成果をあげたものに対して、その功績を表彰することにより、意欲向上に加えて、医学教育及び歯学教育の活性化を図るために研究科ベストティーチャー賞の受賞者の選出に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「チーム」とは、1つの授業科目を複数分野の教員で構成し、教育活動を共同で実施するグループをいう。

(受賞対象者)

第3 研究科ベストティーチャー賞の受賞者は、研究科(医学系)ベストティーチャー賞(以下「医学系ベストティーチャー賞」という。)と研究科(歯学系)ベストティーチャー賞(以下「歯学系ベストティーチャー賞」という。)ごとに選出する。

2 医学系ベストティーチャー賞及び歯学系ベストティーチャー賞の受賞対象者は、当該年度に教育活動の実績がある者又はグループで、かつ、鹿児島大学ベストティーチャー賞実施要項(平成30年9月10日学長裁定。以下「要項」という。)第2第1項に定められた次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者又はチーム
- (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者又はチーム
- (3) その他ベストティーチャー賞に相応しいと認められる者又はチーム

3 前項の教育活動の実績がある者又はグループとは、研究科に在籍する学生又は当該年度に開設されている研究科の科目に関わる常勤教員(特任教員を含む。)から推薦書(別記様式第1号)により推薦を受けたものとする。

(選考)

第4 医学系ベストティーチャー賞及び歯学系ベストティーチャー賞の受賞者は、推薦書の内容等を考慮の上で、大学院医歯学総合研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)の議を経て、決定する。

2 FD委員会は、選考の際に必要に応じて、医学系ベストティーチャー賞及び歯学系ベストティーチャー賞の候補者から意見又は追加資料等の提出を求めるものとする。

(学長推薦)

第5 FD委員会で決定した医学系ベストティーチャー賞及び歯学系ベストティーチャー賞受賞者を鹿児島大学ベストティーチャー賞候補者として、大学院医歯学総合研究科長から学長へ推薦する。

2 医学部、歯学部及び大学院保健学研究科から鹿児島大学ベストティーチャー賞候補者の推薦がある場合には、要項第2第1項及び別表よりカテゴリー毎の推薦枠内での推薦となるよう医学部ファカルティ・ディベロップメント委員会、歯学部ファカルティ・ディベロップメント委員会及び大学院保健学研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会と調整の上で、学長へ推薦する。

(受賞者の責務)

第6 受賞した教員又はチームは、授業方法や教材の工夫などをFDガイド等で紹介するとともに、FD委員会が実施するFD活動に協力するものとする。

(公表)

第7 受賞した教員名又はチーム名及び表彰理由を大学院医歯学総合研究科ホームページに掲載する。

附 則

この要領は、令和7年2月5日から実施する。